職業安定分科会雇用保険部会（第155回）
令和3年9月24日
資料1

# 基本手当の現状について

# 雇用保険の適用事業及び被保険者

## 適用事業及び被保険者について

○雇用保険は、一部の事業（農林水産業の個人事業で常時５人以上を雇用する事業以外＝暫定任意適用事業）を除き、労働者が雇用される事業を強制適用事業としている。【法５】

○雇用保険の適用事業（※１）に雇用される労働者を被保険者としている。【法４Ｉ】

＜適用除外＞【法６】

① １週間の所定労働時間が２０時間未満である者（※２）
② 同一の事業主に継続して３１日以上雇用されることが見込まれない者
③ 季節的に雇用される者（短期雇用特例被保険者に該当する者を除く。）であって、４月以内の期間を定めて雇用される者又は一週間の所定労働時間が２０時間以上３０時間未満である者
④ 日雇労働者（※３）であって、適用区域（※４）に居住し適用事業に雇用される等の要件に該当しない者
⑤ 国、都道府県、市町村等に雇用される者
⑥ 昼間学生

※１ 労働者が雇用される事業（農林水産の事業のうち常時雇用する労働者の数が５人未満の個人事業は暫定任意適用事業）
※２ 令和４年１月１日より、65歳以上の者を対象として、本人の申出を起点として２つの事業所の労働時間を合算して適用する制度を試行予定。
※３ 日々雇用される者又は３０日以内の期間を定めて雇用される者
※４ 東京都の特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であって、厚生労働大臣が指定するもの

# 一般求職者給付（基本手当等）

**（１）基本手当**【法13】

○一般被保険者が失業した際、（ｉ）（ⅱ）のいずれかに該当する場合に支給。

※　４週間に１回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行う。

（ｉ）一般被保険者が離職した場合

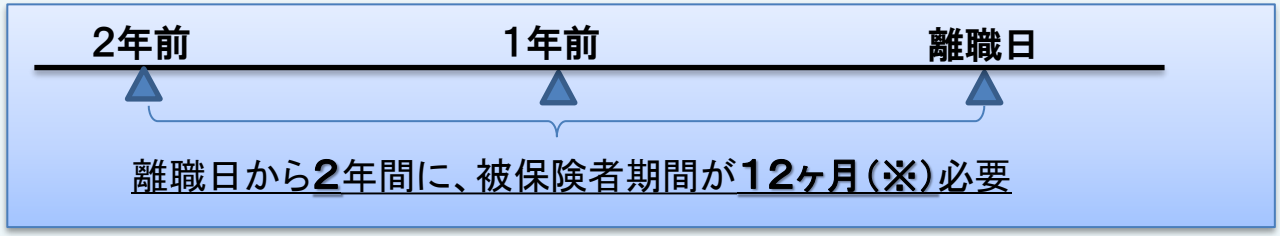


（ⅱ）倒産、解雇等による離職者又は有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者で、（ｉ）の条件で受給資格を得られない場合

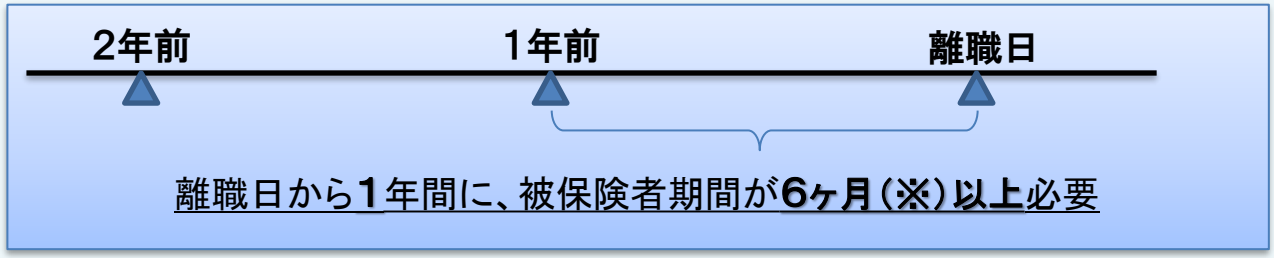


注）「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」（法４Ⅲ）

※　賃金の支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を１月とし、11日未満である月は算入しない。（法14）

# 一般求職者給付（基本手当等）

○支給日額及び日数は、それぞれ**離職前賃金や年齢、離職理由等**によって変わる。

**基本手当日額 ＝ 賃金日額 × 給付率**

① 賃金日額の年齢別上限額（令和３年８月１日～） 【法17】

| 年齢区分 | 賃金日額下限額 | 賃金日額上限額 |
|---|---|---|
| 30歳未満 | **2,577 円** | **13,520 円** |
| 30歳以上45歳未満 | | **15,020 円** |
| 45歳以上60歳未満 | | **16,530 円** |
| 60歳以上65歳未満 | | **15,770 円** |

② 基本手当の給付率【法16】

（60歳未満）

| 賃金日額 | 給付率 | 基本手当日額 |
|---|---|---|
| 2,577 - 4,970 円 | **80%** | **2,061 - 3,976 円** |
| 4,970 - 12,240 円 | **80 - 50%** | **3,976 - 6,120 円** |
| 12,240 - 16,530 円 | **50%** | **6,120 - 8,265 円** |

（60歳以上65歳未満）

| 賃金日額 | 給付率 | 基本手当日額 |
|---|---|---|
| 2,577 - 4,970 円 | **80%** | **2,061 - 3,976 円** |
| 4,970 - 11,000 円 | **80 - 45%** | **3,976 - 4,950 円** |
| 11,000 - 15,770 円 | **45%** | **4,950 - 7,096 円** |

# 一般求職者給付（基本手当等）

③　給付日数（原則）【法22,23】

(ｲ)　倒産、解雇等による離職者（(ﾊ)を除く）

| 被保険者であった期間 ＼ 区分 | 1年未満 | 1年以上5年未満 | 5年以上10年未満 | 10年以上20年未満 | 20年以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 30 歳未満 | 90日 | 90 日 | 120 日 | 180 日 | ― |
| 30 歳以上 35 歳未満 | | 120 日 | 180 日 | 210 日 | 240 日 |
| 35 歳以上 45 歳未満 | | 150 日 | 180 日 | 240 日 | 270 日 |
| 45 歳以上 60 歳未満 | | 180 日 | 240 日 | 270 日 | 330 日 |
| 60 歳以上 65 歳未満 | | 150 日 | 180 日 | 210 日 | 240 日 |

(ﾛ)　一般の離職者（(ｲ)又は(ﾊ)以外の者）

| 被保険者であった期間 ＼ 区分 | 1年以上10年未満 | 10年以上20年未満 | 20年以上 |
|---|---|---|---|
| 全年齢 | 90 日 | 120 日 | 150 日 |

※　有期労働契約が更新されなかったことによる離職者については、原則（ロ）の給付日数だが、令和4年３月31日までは、暫定的に（イ）の給付日数となる。

(ﾊ)　就職困難な者（障害者等）

| 被保険者であった期間 ＼ 区分 | 1年未満 | 1年以上5年未満 | 5年以上10年未満 | 10年以上20年未満 | 20年以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 45 歳未満 | 150 日 | 300 日 | | | |
| 45 歳以上 65 歳未満 | | 360 日 | | | |

# 一般求職者給付（基本手当等）

④　特定受給資格者・特定理由離職者・一般受給資格者の比較

| 類型 | 概要 | 受給に必要な被保険者期間 | 所定給付日数 | 給付制限期間 |
|---|---|---|---|---|
| 特定受給資格者 | 倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者 | 1年以内に6か月 | 90日～330日<br>（一般よりも手厚い） | なし |
| 特定理由離職者<br>（特定受給資格者に該当する者を除く） | 期間の定めのある労働契約が、更新を希望したにもかかわらず更新されなかったことにより離職した者 | 1年以内に6か月 | 90日～330日<br>（一般よりも手厚い）<br>※令和4年3月31日までの暫定措置 | なし |
| | その他やむを得ない理由により離職した者 | | 90日～150日<br>（一般と同じ） | |
| 一般受給資格者 | 上記以外の者 | 2年以内に12か月 | 90日～150日 | 2か月<br>※5年以内に2回を超える場合は3か月<br>※災害時は1か月に短縮 |

※１　就職困難者（障害者等）については、上表にかかわらず所定給付日数は150日～360日（その他の要件は、上表の各類型による）

※２　令和２年５月１日から厚生労働大臣が定める日までの間、①本人の職場で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生したこと、②本人または同居の親族が基礎疾患を有すること、③妊娠中であることもしくは高齢であることを理由に、新型コロナウイルス感染症の感染予防等の観点からやむを得ず離職した場合には特定受給資格者と扱われる

# 基本手当に係る主な制度変遷

| | 平成１２年<br>改正以前 | 平成12年改正<br>（平成13年４月施行） | 平成15年改正<br>（同年５月施行） | 平成21年改正<br>（同年４月施行） | 平成23年改正<br>（同年８月施行） | 平成29年改正<br>（同年４月施行） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **法定賃金日額**<br>※（）内は短時間労働被保険者 | ・下限：3,960円<br>（2,970）<br>・上限：13,560～18,080円 | ・下限：4,290 円<br>（2,150）<br>・上限：14,720～19,620円 | ・下限：2,140円<br>・上限：13,160～16,080円 | 同　左 | ・下限：2,320円<br>・上限：12,870～15,730円 | ・下限：2,460円<br>（※１）<br>・上限：13,370～15,590円 |
| **所定給付日数** | 90～300日 | 特定受給資格者：<br>90～330日<br>特定受給資格者以外：<br>90～180日 | 特定受給資格者：<br>90～330日<br>特定受給資格者以外：<br>90～150日 | 特定受給資格者：<br>**（特定理由離職者も同様）**<br>90～330日<br>特定受給資格者以外：<br>90～150日 | 同　左 | 同　左<br>（※２） |
| **給付率**<br>※（）内は60歳以上 | 60（50）<br>～80% | 同　左 | 50（45）<br>～80% | 同　左 | 同　左 | 同　左 |

※１　毎年8月に改定する賃金日額について、下限額が最低賃金を基礎として算出された賃金日額を下回る場合には、当該最低賃金日額を下限額とする。
※２　特定受給資格者（暫定措置による特定理由離職者含む）のうち30歳～45歳未満かつ被保険者期間1年以上5年未満の者の所定給付日数を拡充。
（90日→120日or150日）

注）特定理由離職者の給付日数延長措置については、平成21年改正で措置され、平成24年改正で２年間、平成26年改正で３年間、平成29年改正で５年（有期労働契約が更新されなかったことによる離職者に限る。）延長されている。

# 特定受給資格者の基準

【特定受給資格者】
○　倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者

## ①　「倒産」等により離職した者

（１）倒産（破産、民事再生、会社更生等の各倒産手続きの申立て又は手形取引の停止等）に伴い離職した者
（２）事業所において大量雇用変動の場合（１か月に３０人以上の離職を予定）の届出がされたため離職した者及び当該事業主に雇用される被保険者の３分の１を超える者が離職したため離職した者
（３）事業所の廃止（事業活動停止後再開の見込みのない場合を含む。）に伴い離職した者
（４）事業所の移転により、通勤困難となったため離職した者

## ②　「解雇」等により離職した者

（１）解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。）により離職した者
（２）労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことにより離職した者
（３）賃金（退職手当を除く。）の額の３分の１を超える額が支払期日までに支払われなかったこと（※１）等により離職した者
（４）賃金が、当該労働者に支払われていた賃金に比べて８５％未満に低下した（又は低下することとなった）ため離職した者（当該労働者が低下の事実について予見し得なかった場合に限る。）
（５）離職の直前６ヶ月間のうちに３月連続して45時間超、１月で100時間以上又は２～６月平均で月80時間を超える時間外・休日労働（※２）が行われたため、又は事業主が危険若しくは健康障害の生ずるおそれがある旨を行政機関から指摘されたにもかかわらず、事業所において当該危険若しくは健康障害を防止するために必要な措置を講じなかったため離職した者
（６）事業主が法令に違反し、妊娠中若しくは出産後の労働者又は子の養育若しくは家族の介護を行う労働者を就業させ、若しくはそれらの者の雇用の継続等を図るための制度の利用を不当に制限したこと又は妊娠したこと、出産したこと若しくはそれらの制度の利用の申出をし、若しくは利用をしたこと等を理由として不利益な取扱いをしたこと（※１）
（７）事業主が労働者の職種転換等に際して、当該労働者の職業生活の継続のために必要な配慮を行っていないため離職した者
（８）期間の定めのある労働契約の更新により３年以上引き続き雇用されるに至った場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者
（９）期間の定めのある労働契約の締結に際し当該労働契約が更新されることが明示された場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者（上記（８）に該当する者を除く。）
（10）上司、同僚等からの故意の排斥又は著しい冷遇若しくは嫌がらせを受けたことによって離職した者
（11）事業主から直接若しくは間接に退職するよう勧奨を受けたことにより離職した者（従来から恒常的に設けられている「早期退職優遇制度」等に応募して離職した場合は、これに該当しない。）
（12）事業所において使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業が引き続き３ヶ月以上となったことにより離職した者
（13）事業所の業務が法令に違反したため離職した者

（※1）平成29年1月より施行（※2）平成31年4月より施行

# 特定理由離職者の概要

【特定理由離職者】
○　期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職した者（特定受給資格者を除く）

①　期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。）

※ 令和4年3月31日までに離職した上記特定理由離職者については、暫定的に特定受給資格者とみなし、所定給付日数は特定受給資格者と同じ日数となる（令和4年3月31日までの暫定措置）

※ 契約更新上限がある有期労働契約の上限到来により離職した場合で、以下の(a)又は(b)のいずれかに該当する場合は、特定理由離職者として取り扱う(令和4年3月31日までの暫定措置)
(a)契約更新上限が当初の有期労働契約締結時に設けられておらず、当初の有期労働契約締結後に設定された場合又は不条項が追加された場合
(b)契約更新上限が当初の有期労働契約締結後に引き下げられた場合

②　正当な理由のある自己都合により離職した者

（１）体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力の減退、聴力の減退、触覚の減退等により離職した者
（２）妊娠、出産、育児等により離職し、雇用保険法第20条第1項の受給期間延長措置を受けた者
（３）父若しくは母の死亡、疾病、負傷等のため、父若しくは母を扶養するために離職を余儀なくされた場合又は常時本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等のために離職を余儀なくされた場合のように、家庭の事情が急変したことにより離職した者
（４）配偶者又は扶養すべき親族と別居生活を続けることが困難となったことにより離職した者
（５）次の理由により、通勤不可能又は困難となったことにより離職した者
ｉ）結婚に伴う住所の変更
ii）育児に伴う保育所その他これに準ずる施設の利用又は親族等への保育の依頼
iii）事業所の通勤困難な地への移転
iv）自己の意志に反しての住所又は居所の移転を余儀なくされたこと
ｖ）鉄道、軌道、バスその他運輸機関の廃止又は運行時間の変更等
vi）事業主の命による転勤又は出向に伴う別居の回避
vii）配偶者の事業主の命による転勤若しくは出向又は配偶者の再就職に伴う別居の回避
（６）事業主が労働条件を変更したことにより採用条件と実際の労働条件が著しくことなることとなったことを理由に離職した者（事由発生後１年経過後に離職した場合）
等

# 基本手当の受給資格決定件数の推移①

【年度別】 (単位：人、%)

| | 受給資格決定件数 | 前年度比 |
|---|---|---|
| 平成23年度 | 1,931,711 | 1.6 |
| 平成24年度 | 1,831,443 | △5.2 |
| 平成25年度 | 1,665,847 | △9.0 |
| 平成26年度 | 1,564,722 | △6.1 |
| 平成27年度 | 1,491,060 | △4.7 |
| 平成28年度 | 1,407,765 | △5.6 |
| 平成29年度 | 1,345,481 | △4.4 |
| 平成30年度 | 1,336,476 | △0.7 |
| 令和元年度 | 1,347,004 | 0.8 |
| 令和２年度 | 1,513,612 | 12.4 |

(注)各年度の数値は年度合計値である。

【月別】 (単位：人、%)

| | 受給資格決定件数 | 前年比 |
|---|---|---|
| 令和元年８月 | 99,340 | △ 6.9 |
| ９月 | 102,655 | 8.6 |
| 10月 | 119,618 | △ 3.6 |
| 11月 | 94,476 | △ 2.4 |
| 12月 | 78,617 | 4.5 |
| 令和２年１月 | 106,898 | △ 2.0 |
| ２月 | 96,048 | △ 2.3 |
| ３月 | 106,538 | 8.7 |
| ４月 | 177,266 | 4.2 |
| ５月 | 172,311 | 15.7 |
| ６月 | 158,435 | 46.8 |
| ７月 | 134,321 | 16.0 |
| ８月 | 114,358 | 15.1 |
| ９月 | 114,360 | 11.4 |
| 10月 | 132,673 | 10.9 |
| 11月 | 99,332 | 5.1 |
| 12月 | 84,696 | 7.7 |
| 令和３年１月 | 108,233 | 1.2 |
| ２月 | 101,282 | 5.4 |
| ３月 | 116,345 | 9.2 |
| ４月 | 174,070 | △ 1.8 |
| ５月 | 137,009 | △ 20.5 |
| ６月 | 115,151 | △ 27.3 |
| ７月 | 102,043 | △ 24.0 |

# 基本手当の受給資格決定件数の推移②

（単位：件、%）

| | 受給資格決定件数 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 特定受給資格者 | 構成比 | 特定受給資格者以外 | 構成比 |
| 平成23年度 | 1,931,711 | 639,432 | 33.1 | 1,292,279 | 66.9 |
| 平成24年度 | 1,831,443 | 540,700 | 29.5 | 1,290,743 | 70.5 |
| 平成25年度 | 1,665,847 | 432,257 | 25.9 | 1,233,590 | 74.1 |
| 平成26年度 | 1,564,722 | 369,320 | 23.6 | 1,195,402 | 76.4 |
| 平成27年度 | 1,491,060 | 340,643 | 22.8 | 1,150,417 | 77.2 |
| 平成28年度 | 1,407,765 | 301,994 | 21.5 | 1,105,771 | 78.5 |
| 平成29年度 | 1,345,481 | 263,269 | 19.6 | 1,082,212 | 80.4 |
| 平成30年度 | 1,336,476 | 264,712 | 19.8 | 1,071,764 | 80.2 |
| 令和元年度 | 1,347,004 | 277,755 | 20.6 | 1,069,249 | 79.4 |
| 令和２年度 | 1,513,612 | 444,167 | 29.3 | 1,069,445 | 70.7 |

注1）特定受給資格者について、平成21年度以降は特定理由離職者（暫定措置の対象者に限る）を含んでいる。
注2）就職困難者は、全て特定受給資格者以外としている。

# 基本手当の受給者実人員の推移①

【年度別】 (単位：人、%)

| | 受給者実人員 | 前年度比 |
|---|---|---|
| 平成23年度 | 624,953 | △4.4 |
| 平成24年度 | 576,277 | △7.8 |
| 平成25年度 | 526,858 | △8.6 |
| 平成26年度 | 467,052 | △ 11.4 |
| 平成27年度 | 435,563 | △6.7 |
| 平成28年度 | 400,746 | △8.0 |
| 平成29年度 | 378,344 | △5.6 |
| 平成30年度 | 374,762 | △0.9 |
| 令和元年度 | 387,224 | 3.3 |
| 令和２年度 | 475,700 | 22.8 |

(注)各年度の数値は年度間月平均値である。

【月別】 (単位：人、%)

| | 受給者実人員 | 前年比 |
|---|---|---|
| 令和元年８月 | 416,434 | △ 1.0 |
| ９月 | 409,469 | 3.3 |
| 10月 | 405,337 | 0.2 |
| 11月 | 385,714 | 1.5 |
| 12月 | 386,234 | 8.1 |
| 令和２年 １月 | 383,602 | 6.2 |
| ２月 | 358,131 | 3.6 |
| ３月 | 361,910 | 6.7 |
| ４月 | 351,201 | 1.0 |
| ５月 | 399,244 | 3.0 |
| ６月 | 486,374 | 25.8 |
| ７月 | 533,173 | 27.6 |
| ８月 | 554,559 | 33.2 |
| ９月 | 556,126 | 35.8 |
| 10月 | 535,676 | 32.2 |
| 11月 | 491,268 | 27.4 |
| 12月 | 469,858 | 21.7 |
| 令和３年 １月 | 448,514 | 16.9 |
| ２月 | 436,891 | 22.0 |
| ３月 | 445,510 | 23.1 |
| ４月 | 434,243 | 23.6 |
| ５月 | 432,845 | 8.4 |
| ６月 | 477,573 | △ 1.8 |
| ７月 | 485,281 | △ 9.0 |

(注)令和3年4月以降の数値は、速報値であり変動があり得る。

# 基本手当の受給者実人員の推移②

（単位：件、%）

| | 受給者実人員数 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 特定受給資格者 | 前年度比 | 特定受給資格者以外 | 前年度比 |
| 平成23年度 | 624,953 | 285,218 | △ 9.6 | 339,734 | 0.5 |
| 平成24年度 | 576,277 | 233,899 | △ 18.0 | 342,378 | 0.8 |
| 平成25年度 | 526,858 | 202,726 | △ 13.3 | 324,133 | △ 5.3 |
| 平成26年度 | 467,052 | 157,339 | △ 22.4 | 309,713 | △ 4.4 |
| 平成27年度 | 435,563 | 141,153 | △ 10.3 | 294,410 | △ 4.9 |
| 平成28年度 | 400,746 | 123,217 | △ 12.7 | 277,529 | △ 5.7 |
| 平成29年度 | 378,344 | 107,159 | △ 13.0 | 271,185 | △ 2.3 |
| 平成30年度 | 374,762 | 106,777 | △ 0.4 | 267,985 | △ 1.2 |
| 令和元年度 | 387,224 | 110,855 | 3.8 | 276,369 | 3.1 |
| 令和２年度 | 475,700 | 179,374 | 61.8 | 296,325 | 7.2 |

注１）特定受給資格者について、平成21年度以降は特定理由離職者（暫定措置の対象者に限る）を含んでいる。
注２）就職困難者は、全て特定受給資格者以外としている。
注３）上記は年度月平均。また端数を四捨五入しているため合計と内訳が一致しない場合がある。

# 基本手当の主要指標の推移
## （初回受給者数・平均受給日数・平均受給日額・総支給額）

| | 初回受給者数（人） | 平均受給日数 | 平均受給日額 | 総支給額（千円） |
|---|---|---|---|---|
| Ｈ２３年度 | 1,643,403 | 114.7日 | 4,783円 | 901,669,522 |
| Ｈ２４年度 | 1,545,961 | 111.0日 | 4,851円 | 832,629,496 |
| Ｈ２５年度 | 1,388,035 | 113.3日 | 4,819円 | 757,497,591 |
| Ｈ２６年度 | 1,284,466 | 108.2日 | 4,772円 | 663,156,671 |
| Ｈ２７年度 | 1,215,502 | 107.3日 | 4,782円 | 623,982,111 |
| Ｈ２８年度 | 1,126,920 | 106.0日 | 4,767円 | 569,229,932 |
| Ｈ２９年度 | 1,066,849 | 105.4日 | 4,819円 | 541,817,021 |
| Ｈ３０年度 | 1,055,349 | 105.6日 | 4,913円 | 547,355,722 |
| R元年度 | 1,087,668 | 106.4日 | 5,010円 | 579,569,057 |
| Ｒ２年度 | 1,305,180 | 110.6日 | 5,108円 | 737,268,774 |

(注１)各年度の数値は年度合計値である。
(注２)総支給額は業務統計値である。

# 基本手当の平均給付日数の推移

○　特定受給資格者については、雇用情勢の影響等による増減が見られる。
○　特定受給資格者以外については、概ね一定である。

| | 全受給者計 | 特定受給資格者 | 特定受給資格者以外<br>（就職困難者を除く） |
|---|---|---|---|
| Ｈ２３年度 | 114.7 | 140.2 | 92.2 |
| Ｈ２４年度 | 111.0 | 134.8 | 91.8 |
| Ｈ２５年度 | 113.3 | 144.5 | 92.0 |
| Ｈ２６年度 | 108.2 | 132.2 | 91.3 |
| Ｈ２７年度 | 107.3 | 128.5 | 91.4 |
| Ｈ２８年度 | 106.0 | 127.1 | 90.2 |
| Ｈ２９年度 | 105.4 | 126.5 | 89.8 |
| Ｈ３０年度 | 105.6 | 125.9 | 88.9 |
| R元年度 | 106.4 | 126.4 | 89.0 |
| Ｒ２年度 | 110.6 | 128.5 | 89.5 |

注）　特定受給資格者について、平成21年度以降は特定理由離職者（暫定措置の対象者に限る）を含んでいる。

# 特定受給資格者の基本手当の受給状況（令和2年度）

○　平均して、所定給付日数のうち５～８割を受給している。

【所定給付日数】

| 区分＼被保険者であった期間 | 1年未満 | 1年以上5年未満 | 5年以上10年未満 | 10年以上20年未満 | 20年以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 30 歳未満 | 90 日 | 90 日 | 120 日 | 180 日 | – |
| 30 歳以上 35 歳未満 | 90 日 | 120 日 | 180 日 | 210 日 | 240 日 |
| 35 歳以上 45 歳未満 | 90 日 | 150 日 | 180 日 | 240 日 | 270 日 |
| 45 歳以上 60 歳未満 | 90 日 | 180 日 | 240 日 | 270 日 | 330 日 |
| 60 歳以上 65 歳未満 | 90 日 | 150 日 | 180 日 | 210 日 | 240 日 |

【平均給付日数（受給率）】

| 区分＼被保険者であった期間 | １年未満 | １年以上５年未満 | ５年以上１０年未満 | １０年以上２０年未満 | ２０年以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 30 歳未満 | 73.2日<br>(81.3%) | 71.3日<br>(79.2%) | 85.9日<br>(71.6%) | 112.7日<br>(62.6%) | –<br>– |
| 30 歳以上 35 歳未満 | 76.2日<br>(84.7%) | 93.9日<br>(78.3%) | 118.8日<br>(66.0%) | 123.1日<br>(58.6%) | –<br>– |
| 35 歳以上 45 歳未満 | 78.0日<br>(86.7%) | 114.2日<br>(76.1%) | 122.6日<br>(68.1%) | 134.7日<br>(56.1%) | 145.0日<br>(53.7%) |
| 45 歳以上 60 歳未満 | 78.0日<br>(86.7%) | 134.9日<br>(74.9%) | 153.7日<br>(64.1%) | 164.7 日<br>(61.0%) | 181.1日<br>(54.9%) |
| 60 歳以上 65 歳未満 | 77.6日<br>(86.2%) | 119.4日<br>(79.6%) | 135.5日<br>(75.3%) | 158.1日<br>(75.3%) | 172.1日<br>(71.7%) |

（注1）　平均給付日数＝給付延日数／初回受給者数　　受給率＝平均給付日数／所定給付日数×100

# （参考）特定受給資格者の基本手当の受給状況（平成30年度）

○　平均して、所定給付日数のうち５～８割を受給している。

【所定給付日数】

| 区分＼被保険者であった期間 | 1年未満 | 1年以上5年未満 | 5年以上10年未満 | 10年以上20年未満 | 20年以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 30 歳未満 | 90 日 | 90 日 | 120 日 | 180 日 | – |
| 30 歳以上 35 歳未満 | 90 日 | 120 日 | 180 日 | 210 日 | 240 日 |
| 35 歳以上 45 歳未満 | 90 日 | 150日 | 180 日 | 240 日 | 270 日 |
| 45 歳以上 60 歳未満 | 90 日 | 180 日 | 240 日 | 270 日 | 330 日 |
| 60 歳以上 65 歳未満 | 90 日 | 150 日 | 180 日 | 210 日 | 240 日 |

【平均給付日数（受給率）】

| 区分＼被保険者であった期間 | 1年未満 | 1年以上5年未満 | 5年以上10年未満 | 10年以上20年未満 | 20年以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 30 歳未満 | 73.1日<br>(81.2%) | 68.6日<br>(76.2%) | 83.1日<br>(69.3%) | 98.9日<br>(55.0%) | –<br>– |
| 30 歳以上 35 歳未満 | 74.8日<br>(83.1%) | 89.8日<br>(74.8%) | 114.8日<br>(63.8%) | 124.0日<br>(59.1%) | –<br>– |
| 35 歳以上 45 歳未満 | 74.0日<br>(82.3%) | 105.7日<br>(70.4%) | 114.0日<br>(63.3%) | 135.3日<br>(56.4%) | 134.9日<br>(50.0%) |
| 45 歳以上 60 歳未満 | 74.3日<br>(82.6%) | 124.3日<br>(69.1%) | 147.1日<br>(61.3%) | 165.1 日<br>(61.2%) | 181.8日<br>(55.1%) |
| 60 歳以上 65 歳未満 | 76.1日<br>(84.5%) | 113.7日<br>(75.8%) | 134.8日<br>(74.9%) | 164.7日<br>(78.4%) | 184.5日<br>(76.9%) |

（注1）　平均給付日数＝給付延日数／初回受給者数　　受給率＝平均給付日数／所定給付日数×100

# 特定受給資格者の基本手当の受給状況（H30年度とR2年度の比較）

○　概ね３５歳以上の受給者のうち被保険者期間10年未満の層において、若干受給率の増加がみられる。

※なお、30歳未満の被保険者期間10年以上と35歳以上45歳未満の被保険者期間20年以上については、対象者が少ない層であるため変動が現われ易いことに留意。

【平均給付日数（受給率）の差】

| 区分＼被保険者であった期間 | 1年未満 | 1年以上5年未満 | 5年以上10年未満 | 10年以上20年未満 | 20年以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 30 歳未満 | 0.1日<br>(0.1%) | 2.6日<br>(2.9%) | 2.8日<br>(2.3%) | 13.8日<br>(7.7%) | －<br>－ |
| 30 歳以上 35 歳未満 | 1.4日<br>(1.6%) | 4.2日<br>(3.5%) | 4.0日<br>(2.2%) | △0.9日<br>(△0.4%) | －<br>－ |
| 35 歳以上 45 歳未満 | 4.0日<br>(4.4%) | 8.5日<br>(5.7%) | 8.6日<br>(4.8%) | △0.5日<br>(△0.2%) | 10.1日<br>(3.7%) |
| 45 歳以上 60 歳未満 | 3.7日<br>(4.1%) | 10.6日<br>(5.9%) | 6.6日<br>(2.8%) | △0.4 日<br>(△0.2%) | △0.7日<br>(△0.2%) |
| 60 歳以上 65 歳未満 | 1.5日<br>(1.7%) | 5.7日<br>(3.8%) | 0.7日<br>(0.4%) | △6.6日<br>(△3.2%) | △12.4日<br>(△5.2%) |

（注）　上段＝日数の差、下段は受給率の差

# 特定受給資格者以外の基本手当の受給状況（令和2年度）

○　平均して、所定給付日数のうち８～９割を受給している。

【所定給付日数】

| 区分＼被保険者であった期間 | 1年未満 | 1年以上5年未満 | 5年以上10年未満 | 10年以上20年未満 | 20年以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 30 歳未満 | – | 90 日 | 90 日 | 120 日 | – |
| 30 歳以上 44 歳未満 | – | 90 日 | 90 日 | 120 日 | 150 日 |
| 45 歳以上 59 歳未満 | – | 90 日 | 90 日 | 120 日 | 150 日 |
| 60 歳以上 65 歳未満 | – | 90 日 | 90 日 | 120 日 | 150 日 |

【平均給付日数（受給率）】

| 区分＼被保険者であった期間 | 1年未満 | 1年以上5年未満 | 5年以上10年未満 | 10年以上20年未満 | 20年以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 30 歳未満 | –<br>– | 74.4日<br>(82.7%) | 75.2日<br>(83.5%) | 97.1日<br>(80.9%) | –<br>– |
| 30 歳以上 45 歳未満 | –<br>– | 78.4日<br>(87.2%) | 77.1日<br>(85.6%) | 99.9日<br>(83.3%) | 121.3日<br>(80.9%) |
| 45 歳以上 59 歳未満 | –<br>– | 78.1日<br>(86.8%) | 76.7日<br>(85.2%) | 100.4日<br>(83.6%) | 125.2日<br>(83.5%) |
| 60歳以上 65 歳未満 | –<br>– | 80.8日<br>(89.8%) | 81.0日<br>(90.0%) | 109.2日<br>(91.0%) | 135.8日<br>(90.6%) |

（注1）　平均給付日数＝給付延日数／初回受給者数　　受給率＝平均給付日数／所定給付日数×100

# （参考）特定受給資格者以外の基本手当の受給状況（平成30年度）

○　平均して、所定給付日数のうち８～９割を受給している。

【所定給付日数】

| 区分＼被保険者であった期間 | 1年未満 | 1年以上5年未満 | 5年以上10年未満 | 10年以上20年未満 | 20年以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 30 歳未満 | – | 90 日 | 90 日 | 120 日 | – |
| 30 歳以上 44 歳未満 | – | 90 日 | 90 日 | 120 日 | 150 日 |
| 45 歳以上 59 歳未満 | – | 90 日 | 90 日 | 120 日 | 150 日 |
| 60 歳以上 65 歳未満 | – | 90 日 | 90 日 | 120 日 | 150 日 |

【平均給付日数（受給率）】

| 区分＼被保険者であった期間 | 1年未満 | 1年以上5年未満 | 5年以上10年未満 | 10年以上20年未満 | 20年以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 30 歳未満 | –<br>– | 73.7日<br>(81.9%) | 76.5日<br>(85.0%) | 99.0日<br>(82.5%) | –<br>– |
| 30 歳以上 45 歳未満 | –<br>– | 77.5日<br>(86.1%) | 76.9日<br>(85.5%) | 100.2日<br>(83.5%) | 119.4日<br>(79.6%) |
| 45 歳以上 59 歳未満 | –<br>– | 76.1日<br>(84.6%) | 75.9日<br>(84.3%) | 99.2日<br>(82.7%) | 124.3日<br>(82.8%) |
| 60歳以上 65 歳未満 | –<br>– | 79.3日<br>(88.1%) | 80.5日<br>(89.5%) | 107.4日<br>(89.5%) | 133.5日<br>(89.0%) |

（注1）　平均給付日数＝給付延日数／初回受給者数　　受給率＝平均給付日数／所定給付日数×100

# 特定受給資格者以外の基本手当の受給状況（H30年度とR2年度の比較）

○　受給率に大幅な増減は生じていない。

【平均給付日数（受給率）の差】

| 区分＼被保険者であった期間 | 1年未満 | 1年以上<br>5年未満 | 5年以上<br>10年未満 | 10年以上<br>20年未満 | 20年以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 30 歳未満 | －<br>－ | 0.7日<br>(0.8%) | △1.3日<br>(△1.4%) | △1.8日<br>(△1.5%) | －<br>－ |
| 30 歳以上 45 歳未満 | －<br>－ | 1.0日<br>(1.1%) | 0.1日<br>(0.2%) | △0.3日<br>(△0.2%) | 2.0日<br>(1.3%) |
| 45 歳以上 59 歳未満 | －<br>－ | 2.0日<br>(2.2%) | 0.8日<br>(0.9%) | 1.2日<br>(1.0%) | 0.9日<br>(0.6%) |
| 60歳以上 65 歳未満 | －<br>－ | 1.5日<br>(1.7%) | 0.4日<br>(0.5%) | 1.8日<br>(1.5%) | 2.4日<br>(1.6%) |

（注）　上段＝日数の差、下段＝受給率の差

# 基本手当受給者の再就職状況H16～R元年度

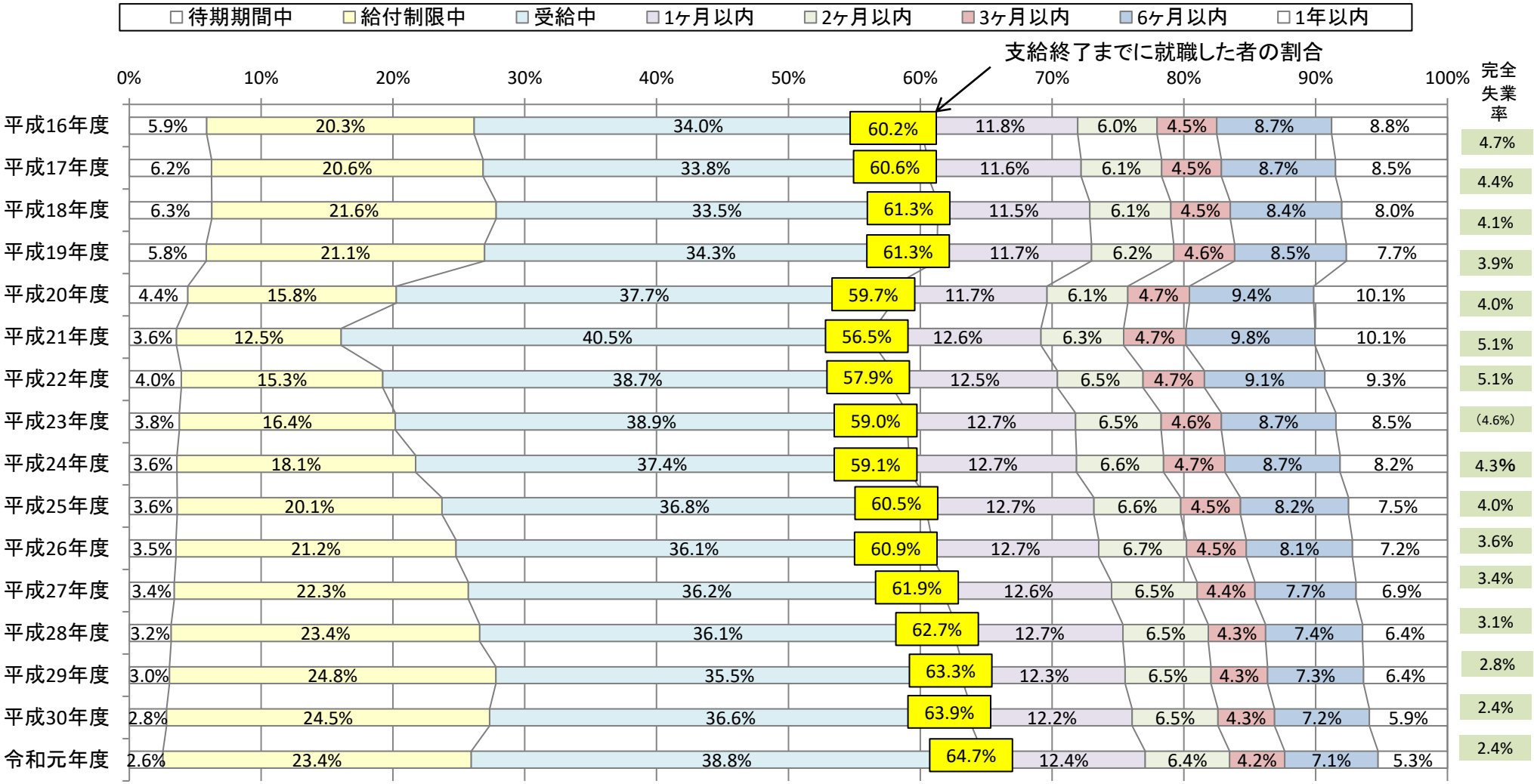


（注1）平成16～令和元年度の各年度に受給資格決定をした者について、令和3年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。
（注2）平成21年度以降は個別延長給付を支給している。
（注3）就職者を100とした場合の各期間の就職割合。
（注4）支給終了後1年以上経過して就職した者を除く。
（注5）完全失業率は、労働力調査（総務省）より。なお、括弧内の数値は補完推計値を用いた参考値。
（注6）令和元年度について、支給終了後1年経過していない者も含まれていることに留意。

# 特定受給資格者の再就職状況H16～R元年度

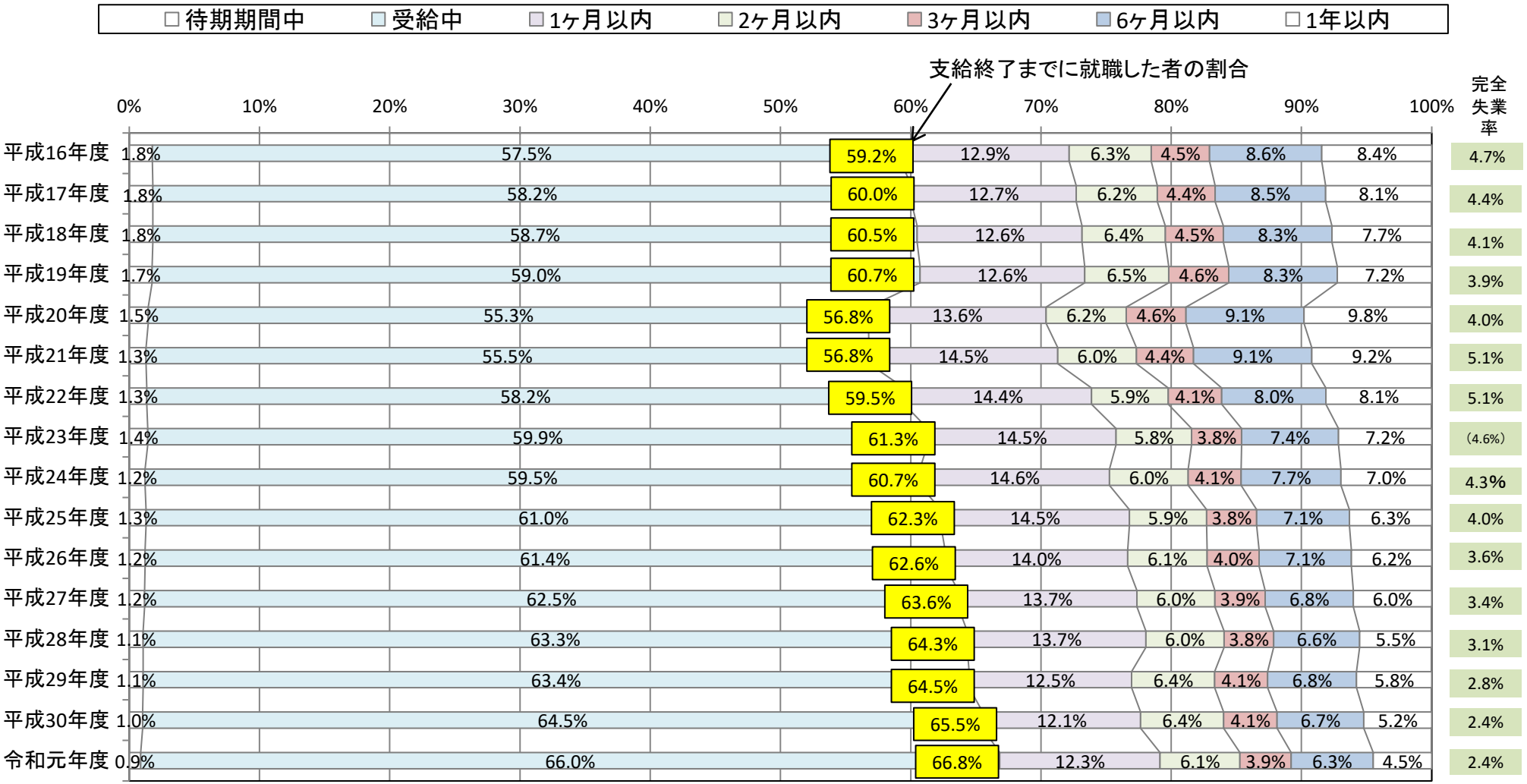


（注1）平成16～令和元年度の各年度に受給資格決定をした特定受給資格者（就職困難者除く）について、令和3年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。
（注2）特定受給資格者については、平成21年度以降は特定理由離職者（暫定措置の対象者に限る）を含んでいる。
（注3）平成21年度以降は個別延長給付を支給している。
（注4）就職者を100とした場合の各期間の就職割合。
（注5）支給終了後1年以上経過して就職した者を除く。
（注6）完全失業率は、労働力調査（総務省）。なお、括弧内の数値は補完推計値を用いた参考値。
（注7）令和元年度について、支給終了後1年経過していない者も含まれていることに留意。

# 特定受給資格者以外の再就職状況H16～R元年度

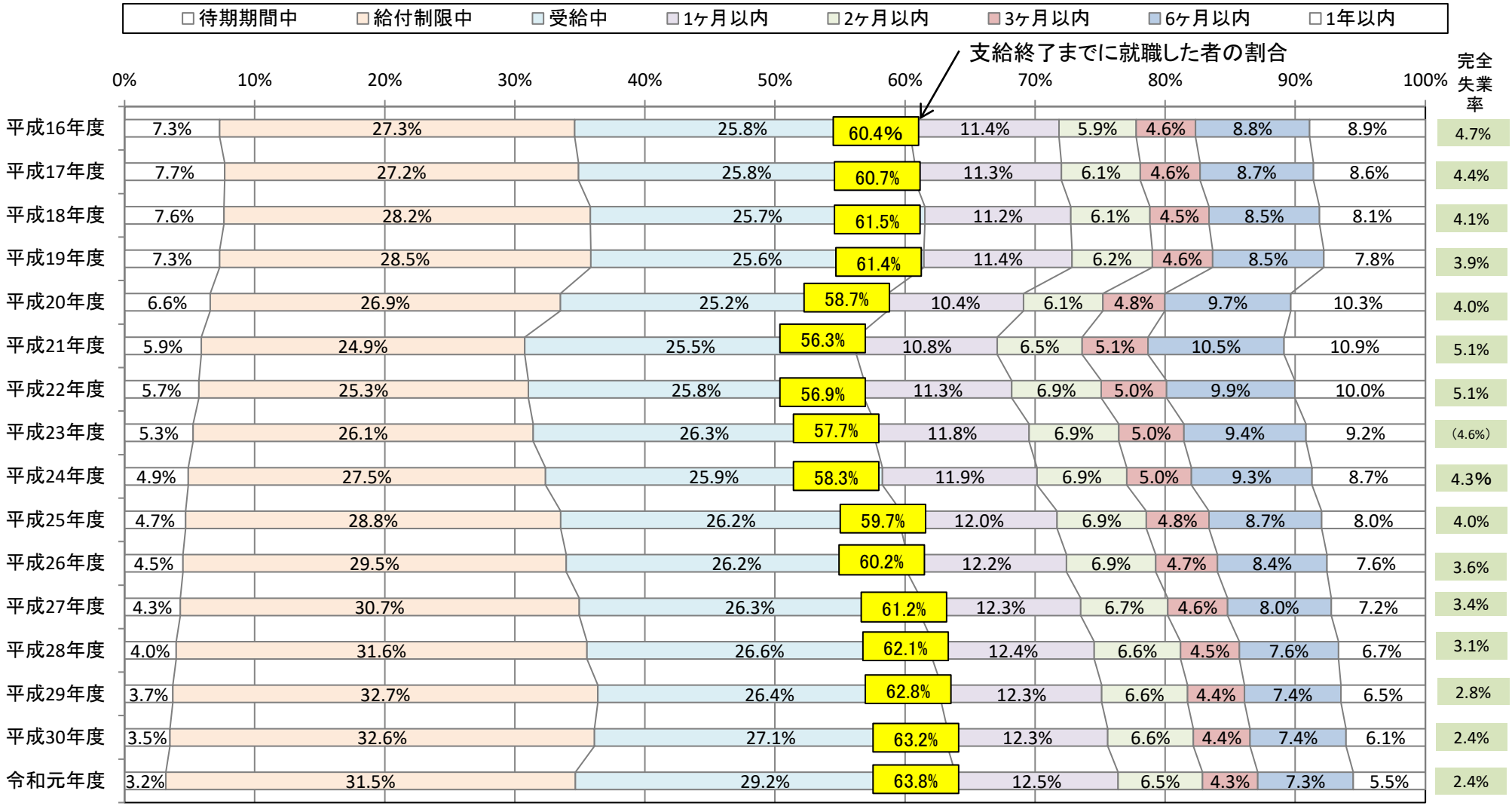


（注1）平成16～令和元年度の各年度に受給資格決定をした者について、令和3年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。
（注2）平成21年度以降は個別延長給付を支給している。
（注3）就職者を100とした場合の各期間の就職割合。
（注4）支給終了後1年以上経過して就職した者を除く。
（注5）完全失業率は、労働力調査（総務省）より。なお、括弧内の数値は補完推計値を用いた参考値。
（注6）令和元年度について、支給終了後1年経過していない者も含まれていることに留意。

# 暫定措置関係

# 特定理由離職者の概要

【特定理由離職者】
○　期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職した者（特定受給資格者を除く）

①　期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。）

※ 令和4年3月31日までに離職した上記特定理由離職者については、暫定的に特定受給資格者とみなし、以下の措置が適用される。
（令和4年3月31日までの暫定措置）

(a)所定給付日数は特定受給資格者と同じ日数
(b)再就職手当の支給を受けた受給者が、当該再就職手当に係る基本手当の受給資格に係る受給期間内にあり、かつ、新たな受給資格を取得することなく再び離職した場合に、受給期間を一定期間延長

※ 契約更新上限がある有期労働契約の上限到来により離職した場合で、以下の(a)又は(b)のいずれかに該当する場合は、特定理由離職者として取り扱う(令和4年3月31日までの暫定措置)
(a)契約更新上限が当初の有期労働契約締結時に設けられておらず、当初の有期労働契約締結後に設定された場合又は不条項が追加された場合
(b)契約更新上限が当初の有期労働契約締結後に引き下げられた場合

②　正当な理由のある自己都合により離職した者

（１）体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力の減退、聴力の減退、触覚の減退等により離職した者
（２）妊娠、出産、育児等により離職し、雇用保険法第20条第1項の受給期間延長措置を受けた者
（３）父若しくは母の死亡、疾病、負傷等のため、父若しくは母を扶養するために離職を余儀なくされた場合又は常時本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等のために離職を余儀なくされた場合のように、家庭の事情が急変したことにより離職した者
（４）配偶者又は扶養すべき親族と別居生活を続けることが困難となったことにより離職した者
（５）次の理由により、通勤不可能又は困難となったことにより離職した者
　ⅰ）結婚に伴う住所の変更
　ⅱ）育児に伴う保育所その他これに準ずる施設の利用又は親族等への保育の依頼
　ⅲ）事業所の通勤困難な地への移転
　ⅳ）自己の意志に反しての住所又は居所の移転を余儀なくされたこと
　ⅴ）鉄道、軌道、バスその他運輸機関の廃止又は運行時間の変更等
　ⅵ）事業主の命による転勤又は出向に伴う別居の回避
　ⅶ）配偶者の事業主の命による転勤若しくは出向又は配偶者の再就職に伴う別居の回避
（６）事業主が労働条件を変更したことにより採用条件と実際の労働条件が著しくことなることとなったことを理由に離職した者（事由発生後１年経過後に離職した場合）
等

# 特定理由離職者に係る暫定措置による受給者の状況①

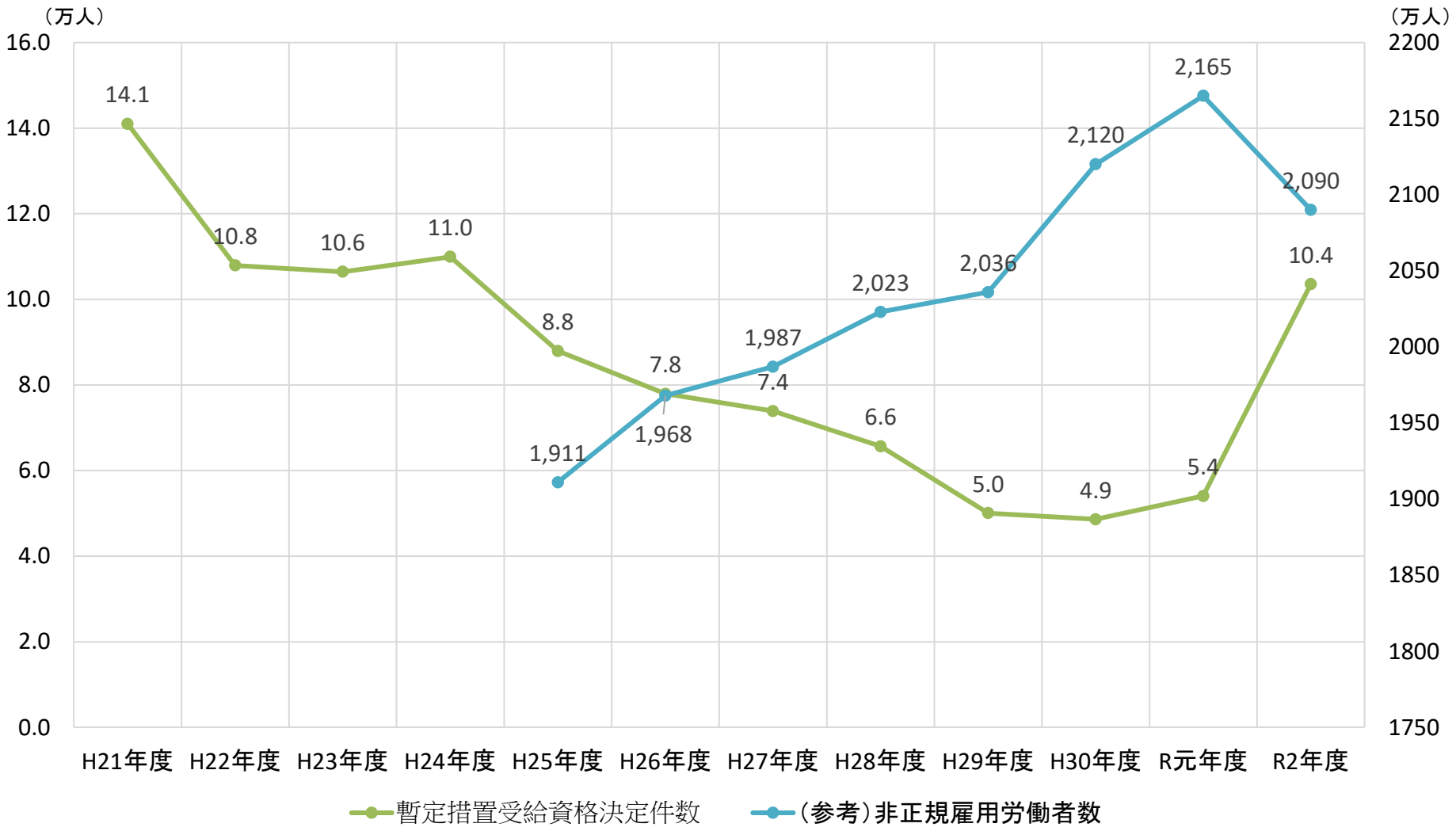


（注）（参考）非正規雇用労働者数については、労働力調査（H25年分から）より引用。雇用保険の被保険者要件に該当しないパート・アルバイト等の者も含まれていることに留意。

# 特定理由離職者に係る暫定措置による受給者の状況②

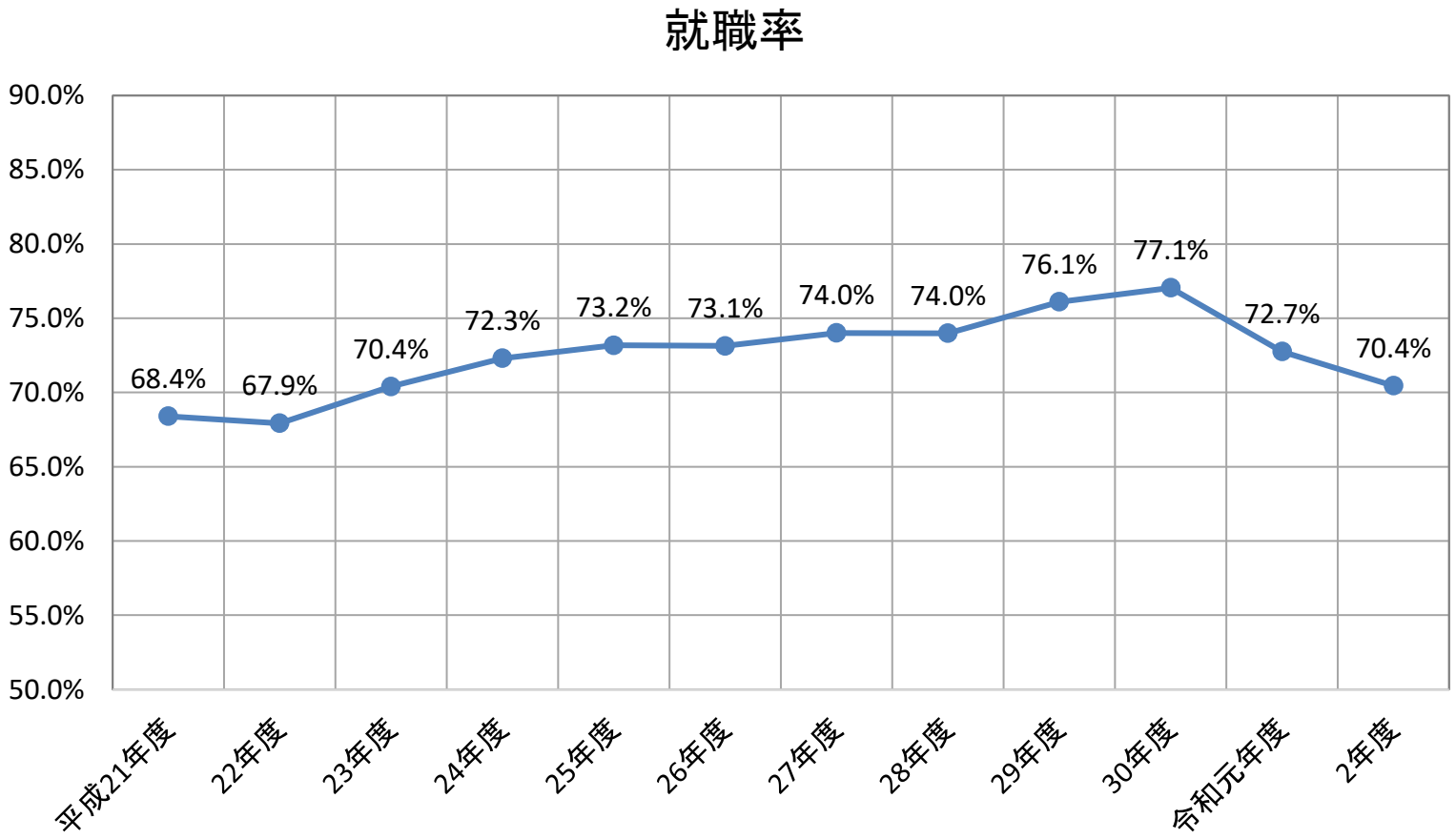


（注1）平成21～令和2年度の各年度に受給資格決定をした者について、令和3年5月末時点の就職状況を特別に集計したもの。
（注2）支給終了後1年以上経過して就職した者を除く。
（注3）令和元年度について、支給終了後1年経過していない者も含まれていることに留意。
（注4）令和2年度については、受給資格決定者のうち令和3年5月時点で受給中の者を除いている。また、支給終了後1年経過していない者も含まれていることに留意。

# 特定理由離職者の暫定措置受給者の再就職状況③

支給終了までの就職割合は、特定受給資格者全体と比べると概ね10ポイント程度低い傾向

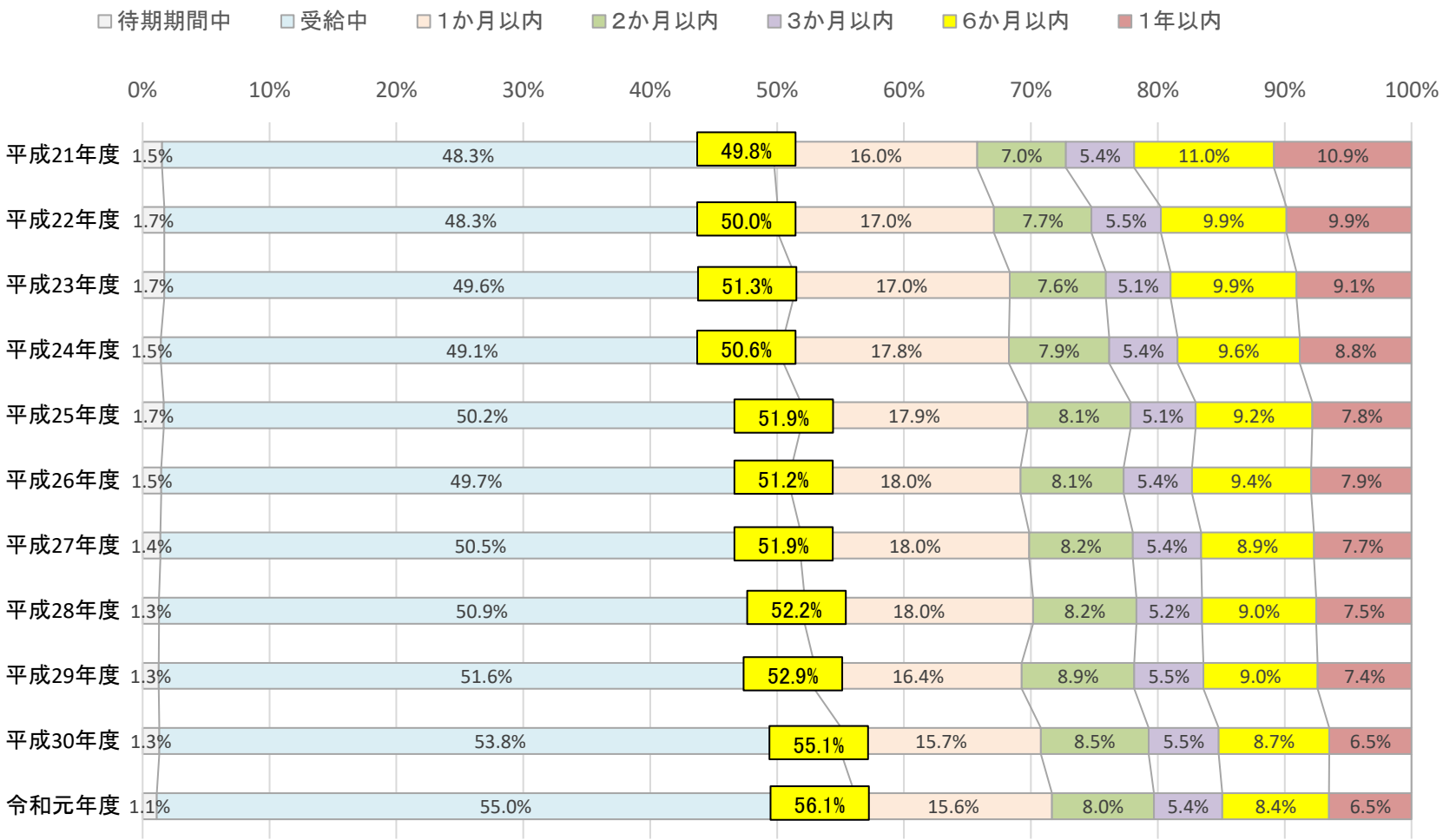


（注1）平成26～令和元年度の各年度に受給資格決定をした者について、令和3年5月末時点の就職状況を特別に集計したもの。
（注2）就職者を100とした場合の各期間の就職割合。
（注3）支給終了後1年以上経過して就職した者を除く。
（注4）令和元年度について、支給終了後1年経過していない者も含まれていることに留意。

# （参考）　平成29年雇用保険法等一部改正法における国会での附帯決議

## 雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成29年３月15日　衆議院厚生労働委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一　失業時の生活保障及び早期再就職の支援を一層推進するため、特定受給資格者に限らず失業等給付の給付改善に向けた検討を行うこと。その際、特定理由離職者に係る所定給付日数を拡充する暫定措置については、恒久化も含めて今後の在り方を検討し、必要な措置を講ずること。

## 雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成29年３月30日　参議院厚生労働委員会）

政府は、本法の施行に当たり、その目的の確実な実現を確保するため、次の事項について万全を期すべきである。

一、雇用保険法の一部改正について

１　失業時の生活保障及び早期再就職の支援を一層推進する観点から、特定受給資格者に限らず、失業等給付の給付改善に向けた検討を早期に行うこと。その際、特定理由離職者に係る所定給付日数を拡充する暫定措置については、恒久化も含めて今後の在り方を検討し、必要な措置を講ずること。また、自己都合離職者に対する三箇月の給付制限期間については、政府が進めてきた「成熟産業から成長産業への労働移動」との政策的整合性の観点から必要な見直しを検討すること。

# 地域延長給付の概要

倒産、解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、所定給付日数を超えて、基本手当が60日間（※）延長される（平成29年４月１日から令和４年３月31日までの暫定措置）。※　被保険者期間が20年以上で、35歳以上60歳未満である場合には30日

２　対象者（次のいずれにも該当する求職者）

（１）就職困難な者以外の特定受給資格者又は特定理由離職者（期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がない者に限る。）

（２）雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域（以下「指定地域」という。）内に居住する者

（３）公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めた者

（指定地域）直近一箇月で、以下の基準のいずれにも該当する地域

① 有効求職者割合が、平成21年１月時点の全国の有効求職者割合以上
② 有効求人倍率が、平成21年１月時点の全国の有効求人倍率以下
③ 基本手当受給率が、平成21年１月時点の全国平均値以上
④ 地域指定を行う際には、当該地域の求職活動の実態を考慮することとし、

- 自所管内の就職率が50%以上の場合　→　自所が①～③の基準を満たす場合に指定
- 自所管内の就職率が50%未満の場合　→　自所以外で就職者が一番多い安定所が①～③の基準を満たしている場合に指定（ベッドタウン要件）

（※）④の要件については、平成29年改正により追加。

$$\text{基本受給率} = \frac{\text{受給者実人員}}{\text{受給者実人員} + \text{一般被保険者数}}$$

→四半期ごとに判定を行い、指定要件を満たした場合には、当該年度を通じて対象地域となる。

# 指定基準等の変遷

| | 平成21年度創設<br>（個別延長給付） | 平成24年度～ | 平成26年度～ | 平成29年度～<br>（地域延長給付） |
|---|---|---|---|---|
| 基準等 | （地域区分）<br>労働局単位<br><br>（指定基準.）<br>直近一箇月で、以下の基準のいずれにも該当する地域に居住する求職者<br>① 労働力人口に対する有効求職者割合が全国平均以上<br>② 当該地域における有効求人倍率が1倍未満<br>③ 雇用保険の基本手当受給率が全国平均以上<br><br>（期限）<br>平成23年度末までの暫定措置 | （地域区分）<br>安定所単位<br><br>（指定基準.）<br>同左<br><br>（期限）<br>平成25年度末までの暫定措置 | （地域区分）<br>同左<br><br>（指定基準.）<br>直近一箇月で、以下の基準のいずれにも該当する地域<br>① 有効求職者割合が、平成21年1月時点の全国の有効求職者割合以上<br>② 有効求人倍率が、平成21年1月時点の全国の有効求人倍率以下<br>③ 基本手当受給率が、平成21年1月時点の全国平均値以上<br><br>（期限）<br>平成28年度末までの暫定措置 | （地域区分）<br>同左<br><br>（指定基準.）<br>左記に加え、以下を追加。<br>④ 地域指定を行う際には、当該地域の求職活動の実態を考慮することとし、<br>・ 自所管内の就職率が50%以上の場合<br>→ 自所が①～③の基準を満たす場合に指定<br>・ 自所管内の就職率が50%未満の場合<br>→ 自所以外で就職者が一番多い安定所が①～③の基準を満たしている場合に指定<br><br>（期限）<br>令和3年度末までの暫定措置 |

# 地域指定の推移

【指定地域数】

（個別延長給付）

平成21年度
35労働局

平成22年度
35労働局

平成23年度
30労働局

指定地域区分の変更（安定所単位へ）

平成24年度
33労働局
260安定所

平成25年度
34労働局
257安定所

要件の厳格化（リーマンショック時を基準）

平成26年度
19労働局
66安定所

平成27年度
14労働局
35安定所

平成28年度
8労働局
18安定所

（個別延長給付）

制度改正（地域延長給付へ改称。ベッドタウン要件追加）

平成29年度
2労働局
2安定所
北海道：紋別
青森：五所川原

平成30年度
2労働局
2安定所
北海道：紋別
青森：五所川原

令和元年度
1労働局
1安定所
青森：五所川原

令和2年度
3労働局
4安定所
青森：五所川原
福岡：行橋
沖縄：沖縄、那覇

令和3年度
5労働局
7安定所
北海道：千歳、青森：むつ、五所川原
大阪：泉佐野、河内長野、高知：いの
沖縄：沖縄
※令和3年7月指定時点

# 地域延長給付の支給状況

【年度別】

(単位：人、%、千円)

| | 初回受給者数 | | 支給額 | |
|---|---|---|---|---|
| | | 前年度比 | | 前年度比 |
| 平成30年度 | 10 | － | 2,933 | － |
| 令和元年度 | 9 | △0.1 | 2,381 | △18.8 |
| 令和２年度 | 23 | 155.6 | 4,179 | 75.5 |

（注１）各年度の数値は年度合計値である。
（注２）地域延長給付は平成29年4月施行であるが、システムの都合により
平成29年度実績は個別延長給付に含まれている。
（注３）地域延長給付は、令和3年度末までの暫定措置。

【月別】

(単位：人)

| | 初回受給者数 | 受給者実人員 |
|---|---|---|
| 令和元年８月 | 0 | 1 |
| ９月 | 0 | 0 |
| 10月 | 4 | 4 |
| 11月 | 0 | 4 |
| 12月 | 0 | 3 |
| 令和２年１月 | 0 | 0 |
| ２月 | 0 | 0 |
| ３月 | 0 | 0 |
| ４月 | 0 | 0 |
| ５月 | 1 | 1 |
| ６月 | 0 | 0 |
| ７月 | 0 | 0 |
| ８月 | 0 | 0 |
| ９月 | 0 | 0 |
| 10月 | 1 | 1 |
| 11月 | 1 | 2 |
| 12月 | 3 | 3 |
| 令和３年１月 | 5 | 8 |
| ２月 | 7 | 15 |
| ３月 | 6 | 17 |
| ４月 | 1 | 12 |
| ５月 | 0 | 6 |
| ６月 | 0 | 2 |
| ７月 | 2 | 2 |

# 地域延長給付の受給者の状況

| 年度 | 指定地域（職業安定所） | 初回受給者数 | 就職者数 | | 就職率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | うち受給中 | | うち受給中 |
| 平成30年度 | | 10 | 6 | 1 | 60.0% | 10.0% |
| | 紋別 | 3 | 2 | 0 | 66.7% | 0.0% |
| | 五所川原 | 7 | 4 | 1 | 57.1% | 14.3% |
| 令和元年度 | | 9 | 8 | 1 | 88.9% | 11.1% |
| | 紋別 | 9 | 8 | 1 | 88.9% | 11.1% |
| 令和２年度 | | 23 | 14 | 6 | 60.9% | 26.1% |
| | 五所川原 | 5 | 4 | 2 | 80.0% | 40.0% |
| | 行橋 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 那覇 | 9 | 4 | 1 | 44.4% | 11.1% |
| | 沖縄 | 9 | 6 | 3 | 66.7% | 33.3% |

※就職状況の判定は、令和3年6月末時点。

# 新型コロナウイルス感染症に対応した特例

# 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応した給付日数の延長に関する特例について

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律」に基づき、雇用保険の基本手当の給付日数の延長に関する特例が設けられました。

## 対象となる方

離職日に応じて以下に該当し、法施行日（令和２年６月12日）以後に基本手当の所定給付日数を受け終わる方が対象。

| 離職日 | 対象者 |
|---|---|
| ① 緊急事態宣言発令以前 | 離職理由を問わない（全受給者） |
| ② 緊急事態宣言発令期間中 | 特定受給資格者※１及び特定理由離職者※２ |
| ③ 緊急事態宣言解除後 | 新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた<br>特定受給資格者及び特定理由離職者（雇止めの場合に限る） |

※１　特定受給資格者：倒産・解雇等の理由により離職を余儀なくされた者
※２　特定理由離職者：①期間の定めのある労働契約が、更新を希望したにもかかわらず更新されなかったことにより離職した者
②転居、婚姻等による自己都合離職者
※３　お住まいの地域を発令地域として指定する公示がされた日において受給資格者の方が対象です。
※４　就職困難者の方は、当初から所定給付日数が長いため、対象となりません。
※５　特例延長給付を受けている方が再度特例延長給付を受けることはできません。
※６　上記①～③に対応する期間は、お住まいの都道府県が緊急事態宣言の対象地域となっていた期間（複数回の緊急事態宣言で対象となっていた場合は最新の緊急事態宣言の対象地域となっていた期間をいう。）の始期と終期により判断されるため、都道府県毎に異なります。

## 延長される日数　60日（一部30日※）

※35歳以上45歳未満の方で所定給付日数270日の方
45歳以上60歳未満の方で所定給付日数330日の方

# （参考）個別延長給付の概要

難病患者、発達障害者等又は災害により離職した場合等に、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、所定給付日数を超えて、基本手当が60日間（最大120日）延長される。

２　対象者

イ　次の(ｲ)又は(ﾛ)に該当するものであること。

（ｲ）　就職困難な者以外の特定受給資格者又は特定理由離職者（期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がない者に限る。）であって、次のa～cのいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準（以下「指導基準」という。）に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めた者であること。

a　心身の状況が厚生労働省令で定める基準に該当する者

具体的には、以下のいずれかに該当するものであること。

(a)　難治性疾患を有すること。

(b)　発達障害者支援法第2条に規定する発達障害者であること。

(c)　(a)及び(b)に掲げるもののほか、障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者であること。

b　雇用されていた適用事業が激甚災害として指定された災害の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は激甚災害法第25条第3項の規定により離職したものとみなされた者であって、政令第5条の2で定める基準に照らして職業に就くことが特に困難であると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者。なお、厚生労働大臣が指定する地域は告示により定める。

c　雇用されていた適用事業が激甚災害その他の災害（厚生労働省令で定める災害に限る。）の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は激甚災害法第25条第3項の規定により離職したものとみなされた者（bに該当する者を除く。）。

（ﾛ）　就職困難な者である受給資格者であって、(ｲ)bに該当し、かつ、公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めた者であること。

# 個別延長給付（特例延長給付）の支給状況①

【年度別】 (単位：人、%)

| | 初回受給者数 | 前年度比 |
|---|---|---|
| 平成23年度 | 317,170 | △ 12.3 |
| 平成24年度 | 222,030 | △ 30.0 |
| 平成25年度 | 154,174 | △ 30.6 |
| 平成26年度 | 100,905 | △ 34.6 |
| 平成27年度 | 67,762 | △ 32.8 |
| 平成28年度 | 57,529 | △ 15.1 |
| 平成29年度 | 29,646 | △ 48.5 |
| 平成30年度 | 901 | △ 97.0 |
| 令和元年度 | 179 | △ 80.1 |
| 令和２年度 | 452,291 | － |

（注１）各年度の数値は年度合計値である。
（注２）平成29年度実績には、地域延長給付の実績を含む。
（注３）令和２年度の実績には、雇用保険臨時特例法（令和2年6月12日施行）に基づく特例延長給付の実績を含む。
（注４）令和2年度の前年度比、前年同月比は、特例延長給付の施行に伴い対象者の範囲が異なり、単純に比較できないため「－」としている。

（参考）令和2年度総支給額　116,699,374千円
※業務統計値

【月別】 (単位：人、%)

| | 初回受給者数 | 前年比 | 受給者実人員 | 前年比 |
|---|---|---|---|---|
| 令和元年８月 | 9 | △ 79.5 | 39 | △ 69.8 |
| ９月 | 16 | △ 57.9 | 37 | △ 69.2 |
| 10月 | 20 | △ 47.4 | 44 | △ 63.3 |
| 11月 | 12 | △ 71.4 | 39 | △ 64.9 |
| 12月 | 9 | △ 72.7 | 37 | △ 64.1 |
| 令和２年１月 | 12 | △ 75.5 | 34 | △ 71.2 |
| ２月 | 10 | △ 75.6 | 30 | △ 73.5 |
| ３月 | 12 | △ 62.5 | 30 | △ 70.6 |
| ４月 | 24 | △ 14.3 | 42 | △ 55.3 |
| ５月 | 12 | △ 25.0 | 41 | △ 46.1 |
| ６月 | 10,714 | － | 10,748 | － |
| ７月 | 47,850 | － | 58,060 | － |
| ８月 | 58,093 | － | 113,369 | － |
| ９月 | 64,472 | － | 158,160 | － |
| 10月 | 65,359 | － | 172,393 | － |
| 11月 | 44,656 | － | 151,766 | － |
| 12月 | 37,696 | － | 134,448 | － |
| 令和３年１月 | 46,337 | － | 126,188 | － |
| ２月 | 36,090 | － | 110,277 | － |
| ３月 | 40,988 | － | 115,318 | － |
| ４月 | 36,840 | － | 103,929 | － |
| ５月 | 31,214 | － | 90,671 | － |
| ６月 | 35,720 | － | 98,157 | － |
| ７月 | 35,282 | △ 26.3 | 95,604 | 64.7 |

(注)令和3年4月以降の数値は、速報値であり変動があり得る。

# 個別延長給付（特例延長給付）の支給状況②

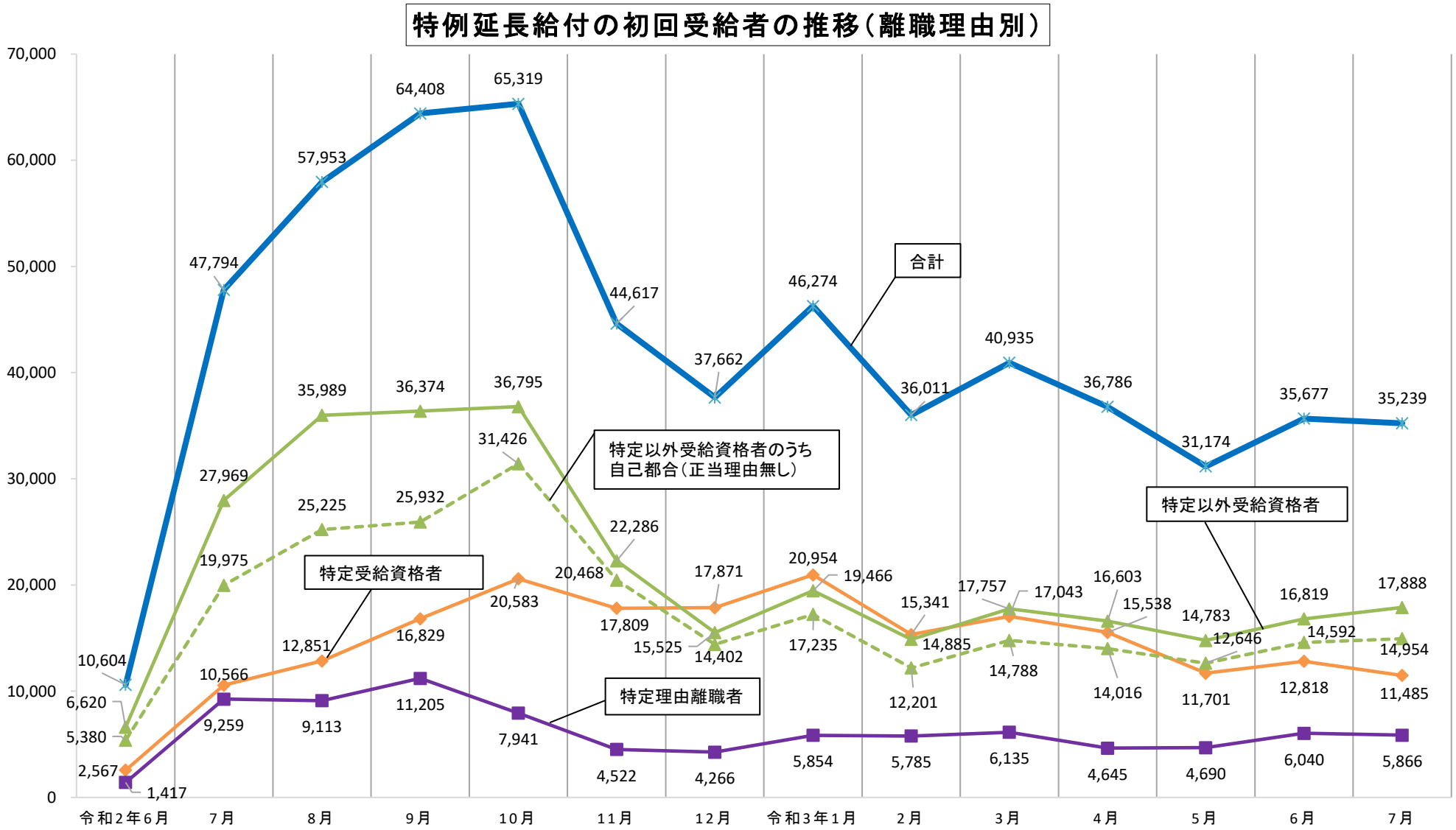


※特例延長給付の施行は、令和2年6月12日。
※特定受給資格者には特定理由離職者に係る暫定措置（雇止め離職者）により特定受給資格者とみなされた者を含む。
※特定理由離職者は、正当な理由のある自己都合離職者。
※上記の数値は、個別延長給付のうち特例延長給付の該当者について特別集計したものであり、前頁の月別の数値のうち数。

# （参考）緊急事態宣言と特例延長給付の対応状況

（令和3年9月13日時点）

令和2年4月7日　令和2年5月25日　令和3年5月21日　令和3年7月8日　令和3年7月30日　令和3年8月17日　令和3年8月25日　令和3年9月12日　令和3年9月30日

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | 緊急事態宣言前 | 緊急事態宣言中 | 緊急事態宣言後 | | | | | | |
| | 離職理由問わず | 特受及び特理 | 特受及び一部特理 | | | | | | |
| ② | 緊急事態宣言前 | | 緊急事態宣言中 | | | | | 緊急事態宣言後 | |
| | 離職理由問わず | | 特受及び特理 | | | | | 特受及び一部特理 | |
| ③ | 緊急事態宣言前 | | | 緊急事態宣言中 | | | | 緊急事態宣言後 | |
| | 離職理由問わず | | | 特受及び特理 | | | | 特受及び一部特理 | |
| ④ | 緊急事態宣言前 | | | | 緊急事態宣言中 | | | 緊急事態宣言後 | |
| | 離職理由問わず | | | | 特受及び特理 | | | 特受及び一部特理 | |
| ⑤ | 緊急事態宣言前 | | | | | 緊急事態宣言中 | | 緊急事態宣言後 | |
| | 離職理由問わず | | | | | 特受及び特理 | | 特受及び一部特理 | |
| ⑥ | 緊急事態宣言前 | | | | | | 緊急事態宣言中 | 緊急事態宣言後 | |
| | 離職理由問わず | | | | | | 特受及び特理 | 特受及び一部特理 | |
| ⑦ | 緊急事態宣言前 | | | | | | 緊急事態宣言中 | 緊急事態宣言後 | |
| | 離職理由問わず | | | | | | 特受及び特理 | 特受及び一部特理 | |

| | 地域 | 緊急事態宣言前 | 緊急事態宣言中 | 緊急事態宣言後 |
|---|---|---|---|---|
| ① | 下記以外 | ～令和２年４月７日 | 令和２年４月８日～令和２年５月25日 | 令和２年５月26日～ |
| ② | 沖縄 | ～令和３年５月21日 | 令和３年５月22日～令和３年９月30日 | 令和３年10月１日～ |
| ③ | 東京 | ～令和３年７月８日 | 令和３年７月９日～令和３年９月30日 | 令和３年10月１日～ |
| ④ | 埼玉、千葉、神奈川、大阪 | ～令和３年７月30日 | 令和３年７月31日～令和３年９月30日 | 令和３年10月１日～ |
| ⑤ | 茨城、栃木、群馬、静岡、京都、兵庫、福岡 | ～令和３年８月17日 | 令和３年８月18日～令和３年９月30日 | 令和３年10月１日～ |
| ⑥ | 宮城、岡山 | ～令和３年８月25日 | 令和３年８月26日～令和３年９月12日 | 令和３年９月13日～ |
| ⑦ | 北海道、岐阜、愛知、三重、滋賀、広島 | ～令和３年８月25日 | 令和３年８月26日～令和３年９月30日 | 令和３年10月１日～ |

※「特受及び特理」とは、特定受給資格者及び特定理由離職者。
※「特受及び一部特理」とは、特定受給資格者及び特定理由離職者（暫定的に特定受給資格者にみなされる者に限る）。

# 新型コロナウイルス感染症に伴い離職した者における特定受給資格者とする特例措置の状況について

（対象者）
　本人の職場で感染者が発生したこと又は本人若しくは同居の家族が基礎疾患を有すること、妊娠中であること若しくは高齢であることから、感染拡大防止や重症化防止の観点から自己都合離職した者
（※令和2年6月8日から措置。令和2年5月1日以降に離職した者に適用。）

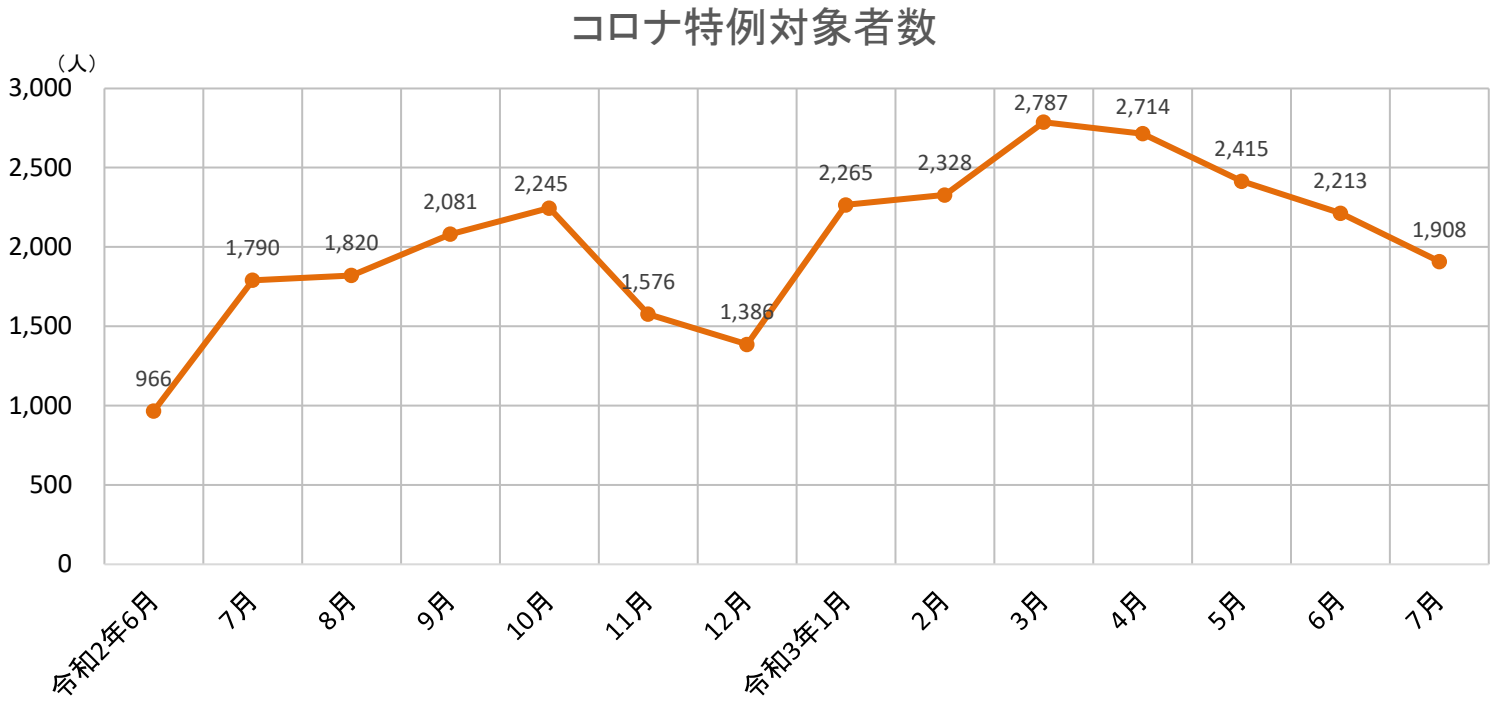


※毎月の受給資格決定件数のうち該当者を特別集計したもの。
※上記の数値には、システム上の都合により他の離職理由（事業所移転）による者も一部含まれている（推定：100件未満／月程度）。

# 論　点

○　基本手当にかかる以下の暫定措置について、現下の雇用情勢も踏まえ、就職までの生活の安定及び再就職の促進を図るという雇用保険の趣旨の観点から、その在り方についてどのように考えるか。

①　期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した者に対する所定給付日数を拡充する措置

②　①の同対象者にかかる就業促進手当の支給を受けた場合の受給期間延長の措置

③　地域延長給付

④　雇用保険臨時特例法に基づく特例延長給付

○　また、基本手当自体についても、上記の趣旨や制度の適用の状況等を踏まえ、どのように考えるか。